

障がい者福祉だより

特別児童扶養手当

精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母、又は父母にかわって養育している方に支給します。

手当額	月額（1級） 51,450円 月額（2級） 34,270円
支払時期	原則として毎年4月、8月はそれぞれ前月分まで、11月は当月分まで支給
その他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。 ※各種障害者手帳の対象とならない障がいも、手当の対象となる場合があります。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給します。

手当額	月額 14,580円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分まで支給
その他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。

特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活で常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に手当を支給します。

手当額	月額 26,810円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分まで支給
その他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。

申請に必要なもの

- 専用の診断書 ○印鑑 ○通帳 ○障害者手帳 ○マイナンバー確認書類 など
※ 状況により必要書類が異なりますので詳しくはお問い合わせください。



【申請・問い合わせ先】

健康福祉課	72-1229
清和支所 健康福祉係	82-2111
蘇陽支所 健康福祉係	83-1111

山都町光情報通信基盤整備事業 第2弾

清和・蘇陽局エリア光インターネットサービス 平成29年4月24日(月)サービス提供開始!

○清和・蘇陽局エリア整備完了!

現在整備中の光情報通信基盤整備事業において、矢部局に続き第2弾として、NTT清和・蘇陽交換局※エリアの光インターネットサービスが提供開始されます。
※NTT清和交換局の対象電話番号：82局2～3千番台、73局4千番台、8千番台
※NTT蘇陽交換局の対象電話番号：83局0～1千番台、73局2千番台、74局4千番台

○利用可能サービス

光ファイバー網を利用したインターネット・電話・映像配信サービス等が利用できるようになります。

○利用するには?

サービスを提供する通信事業者（NTT西日本又は各光コラボレーション事業者）に、**直接各家庭からの加入申し込みが必要**です。

○加入申し込み開始日は?

平成29年4月10日（金）から受付開始となり、光回線開通工事は、4月24日（月）から順次開始されます。

○他のエリアのサービス提供開始時期は?

今後の予定として、NTT下矢部・金内・名連川・柏交換局を平成30年4月末頃のサービス提供開始を予定しております。

○光コラボレーション事業とは?

NTT西日本から光回線を借り受けて、提供する光アクセスサービスと、自ら提供する様々なサービスを組み合わせ、お客さまに、より便利なサービスを提供していく事業者のことです。

光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービスを「コラボ光」といいます。詳しくは (<http://flets-w.com/collabo/>) をご確認ください。

○住民説明会の開催について

サービス提供開始に先立ち、利用料金等の内容も含めた説明会を開催いたします。当日会場にてサービス申し込みも可能です。説明時間は1時間程度で、NTT西日本熊本支店及び光コラボレーション事業者からのサービス説明も予定しております。

○場所・日時

- ・清和支所研修センター大研修室 平成29年4月22日（土）午後2時～
- ・蘇陽支所営農センター大研修室 平成29年4月22日（土）午後6時～

■フレッツ光サービスに関するお問い合わせ

NTT西日本 0120-116-116（午前9時～午後5時）

■光コラボレーション事業者に関するお問い合わせ

光コラボレーションモデルの詳細については (<http://flets-w.com/collabo/>) を、光コラボレーションモデルの提供事業者一覧については (<http://flets-w.com/collabo/list/index.php>) をご確認ください。

■光情報基盤整備事業に関するお問い合わせ

企画政策課 電話：72-1214